

(4) 中学生

目標

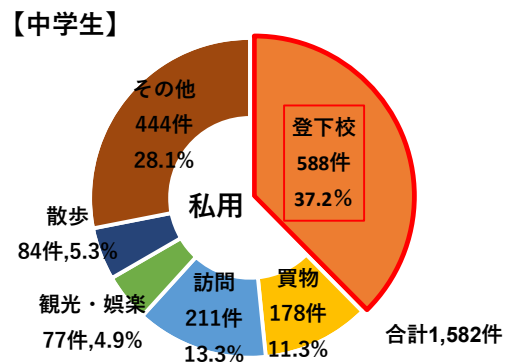
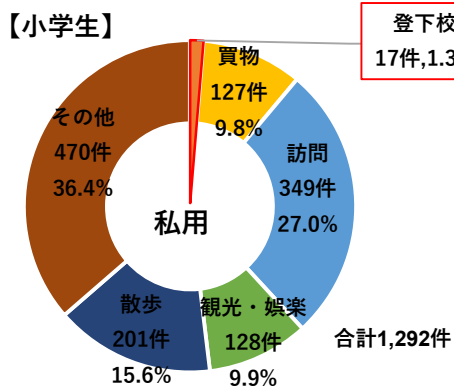
- 自転車に乗るときの交通ルールの理解を深め、定着するようにする。
- 加害者となり刑事・民事上の責任を問われ得ることを認識するとともに、他の車両や歩行者に対するコミュニケーション能力や危険を理解・予測して回避するための能力を習得し、交通社会の一員として、自転車の安全を確保することが大切なことを自覚する。

交通事故実態等

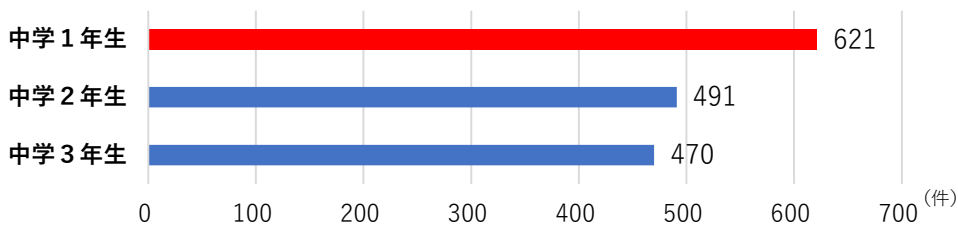
- 通学で自転車を利用する者が増加し、通学時（注：下図グラフでは「登下校」と記載）の事故が急増する。
- 学年別の死亡・重傷事故では、中学1年生（特に6月）が最も多い。

○ 通行目的別の自転車事故における死亡・重傷事故件数（R2～R6合計）

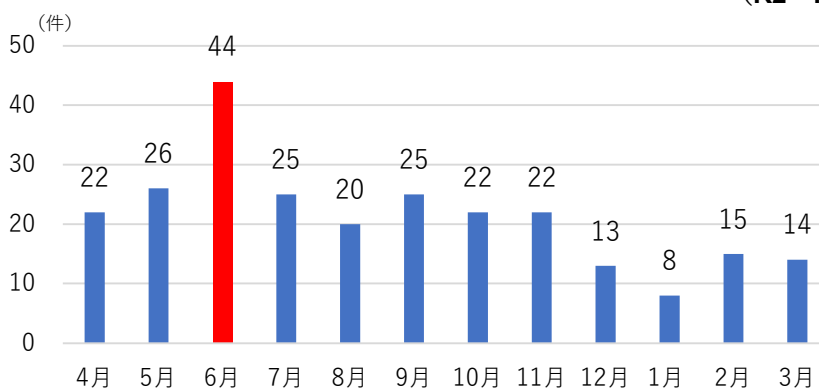
（注）・自転車乗用者が第1又は第2当事者となった事故における自転車乗用者の通行目的を集計した。
 ・自転車相互事故については、第1・第2当事者それぞれの通行目的を1件として計上した。



○ 学年別の自転車事故における死亡・重傷事故件数（R2～R6合計）



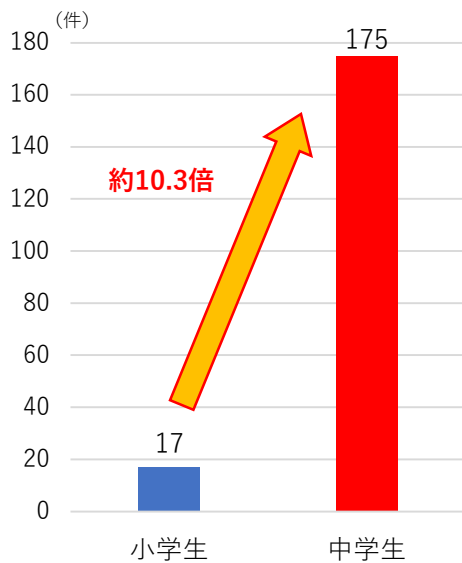
○ 中学1年生の月別登下校及び学業中の自転車事故における死亡・重傷事故件数（R2～R6合計）



（注）・自転車乗用者が第1又は第2当事者となった事故を計上した。
 ・自転車相互事故は第1・第2当事者それぞれの当事者の学齢を計上した。
 ・「学業中」とは、学校等の幼児、児童、生徒等が、その者の属する学校等の校外授業、遠足、クラブ活動等の目的で通行することをいう。

- 携帯電話保有率の上昇と相まって、携帯電話使用等に起因する事故が急増する。

○ 携帯電話使用等に起因する自転車事故件数（H27～R6合計）



(注)・通話目的使用又は画像目的使用のみで計上した。

「ながらスマホ」の危険性

スマホを持って通話することはもちろん、手に持たずに画像を注視することも法律で禁止されています。

通話しながらの運転は片手運転となり、ブレーキもかけにくい状態となるほか、周囲の音が聞こえにくくなり、他者の存在に気づきにくくなります。

また、画像を注視しながらの運転は、文字や動画に集中してしまい、歩行者や他の自転車・自動車の存在を見落とししたり、意図せず信号を無視してしまうなどの危険があります。

(参照：p.118 「15」携帯電話使用等の禁止)

教育に当たっての基本的な考え方

- 知識面では、小学校までに習得した交通ルールを再確認し、その理解を深め、定着を図る。特に、車道通行や事故の要因として急増する携帯電話使用等の禁止に関する事項に重点を置く。
- 自ら危険な行動をとる傾向がうかがわれ、身体の成熟により事故が重大化しやすくなることを踏まえ、危険予測を行い、自分が事故に遭わないことに加え、歩行者をはじめとする他者に配慮した安全な運転の実践に重点を置く。

教育を行うときのポイント

- ・思春期を迎える中学生の時期は精神的な自立をしようとして、これまで身に付けてきた習慣や道徳、社会的規範等に反発しようとする場合や、仲間との関係が重要な要因となり、本人が危険と知りつつも仲間の前ではあえて危険に身をさらすような場合があるとされています。
- ・このような特性を踏まえ、交通ルールの知識のみならず、安全な運転を心がける「行動・態度」の教育が特に重要です。「行動・態度」についての教育はディスカッションやグループワークといった教育方法が効果的です。

「技能」の教育内容

項目	習得すべき目標
公道における交通ルール等（安全確認や、交通におけるコミュニケーションを含む。）に則った運転の実践	・ 自転車を安定して運転しながら、後方確認を行うなどの自分の身を守るための安全確認、あいさつ等を通じて周囲とコミュニケーションをとることや他の車両や歩行者の動きを踏まえた安全な運転ができる

17 「イヤホンやヘッドホンで音楽を聴きながらの運転」はなぜ危険？

（参照：p.119 「17 イヤホン・傘差し運転の禁止」）

イヤホン等を使用して安全運転に必要な音や声が聞こえない状態で自転車を運転する行為は、道路交通法に基づく都道府県公安委員会規則で禁止されています。

イヤホン等を使用して大音量で音楽を聴きながら自転車を運転すると、

- ・ 他の通行車両のエンジン音やクラクションの音
- ・ パトカーや救急車のサイレンの音
- ・ 警察官の呼び声や警笛の音

といった安全な運転に必要な音や声が聞こえないため、後続車両の接近に気付かずに衝突する可能性が高まるなど大変危険です。

* ただし、イヤホンを片耳のみに装着しているときや、オープンイヤー型イヤホンや骨伝導型イヤホンのように、装着時に利用者の耳を完全には塞がないものについては、安全な運転に必要な音又は声が聞こえる限りにおいて、違反にはなりません。

（例）【奈良県道路交通法施行細則第15条第6号】

高音量でカーラジオ等を聞き、又はイヤホン、ヘッドホン等を使用して音楽を聞く等安全な運転に必要な交通に関する音又は声を聞くことができないような状態で車両等を運転しないこと。ただし、難聴者が補聴器を使用する場合又は公共目的を遂行する者が当該目的のための指令を受信する場合にイヤホン等を使用するときは、この限りでない。

「知識」の教育内容（★は重点的に教育すべき事項）

※赤字は本ライフステージで新しく追加された内容

項目	重点	習得すべき目標	参照
道路交通法上の自転車の位置付け		<ul style="list-style-type: none"> ・ 自転車は車の仲間であることを理解している 	p.105 1
車道の通行方法	★	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自転車の通行場所は、車道が原則であり、歩道は例外であることを理解している ・ 車道を走るときは、道路の左側端を走らなければならないことを理解している ・ 普通自転車専用通行帯がある場合の通行場所について、矢羽根型路面表示との相違も含めて理解している ・ 自転車道がある場合は自転車道を走らなければならないことを理解している 	p.106 2 p.31 12
歩道の通行方法	★	<ul style="list-style-type: none"> ・ 13歳以上の運転者が歩道を通行できるのどのようなケースかを理解している ・ 歩道を通行するときは車道寄りをゆっくり進み、歩行者の通行を妨げる場合は一時停止しなければならないことを理解している ・ 歩道上に普通自転車通行指定部分がある場合は、その部分を通行しなければならないことを理解している ・ 自転車が通行して良い路側帯とその通行方法について理解している 	p.109 3 p.110 4 p.24 6 p.24 7 p.28 11
横断歩行者の優先		<ul style="list-style-type: none"> ・ 横断中又は横断しようとする歩者がいるときは一時停止し、道を譲らなければならないことを理解している 	p.111 5
並進の禁止		<ul style="list-style-type: none"> ・ 他の自転車と横に並んで走ってはいけないことを理解している ・ 並進をすることにより、自動車や歩行者が通行するスペースが狭くなったり、並進車両との会話で注意力が散漫となるなど、他の自動車や歩行者の通行に支障を及ぼすおそれがあることを理解している 	p.111 6

項目	重点	習得すべき目標	参照
駐輪場所・駐輪方法		<ul style="list-style-type: none"> ・人や車が通る場所に駐輪してはいけないことを理解している ・点字ブロックの上やその付近、道路標識等により駐車が禁止されている道路では、駐輪してはいけないことを理解している ・駐輪をするときは、駐輪場を利用すべきであることを理解している 	<p>p.112 7</p> <p>p.32 13</p>
交差点の通行方法	★	<ul style="list-style-type: none"> ・交差点がどんな場所であることを理解している ・交差点を通行するときは、他の車両と横断歩行者に特に注意し、安全な速度と方法で走らなければいけないことを理解している 	<p>p.115 12</p> <p>p.18 3</p>
信号機の信号等に従う義務	★	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的な信号の意味（「青」は進むことができる、「赤」は止まる）を理解している ・車道を走るときは（原則として）車両用信号に従うこと、歩道を通るときは歩行者用信号に従うことを理解している ・右左折時に従わなければいけない信号を理解している 	<p>p.112 8</p>
徐行すべき場所	★	<ul style="list-style-type: none"> ・身の周りの徐行すべき場所で、ゆっくり走らなければいけないことを理解している ・徐行すべき場所が具体的にどのような場所であることを理解している 	<p>p.113 9</p> <p>p.16 1</p>
指定場所における一時停止	★	<ul style="list-style-type: none"> ・交差点は、事故が起きやすい危ない場所であり、事故に遭わないために、一度止まって、車がないか確認することが大切であることを理解している ・「止まれ」の標識・標示の意味を理解している 	<p>p.113 10</p> <p>p.17 2</p> <p>p.18 3</p>
右左折の方法		<ul style="list-style-type: none"> ・右左折時には、交差点の手前で、道路の左側端に寄って走ることを理解している ・右折時には交差点を直進し、交差点の側端に沿って右折（二段階右折）をすることを理解している 	<p>p.114 11</p>

項目	重点	習得すべき目標	参照
踏切の通行方法		<ul style="list-style-type: none"> ・踏切の遮断機が閉じている時（閉じようとしている時）、警報機が鳴っている時は、踏切に入ってはいけないことを理解している ・踏切を通過するときは、踏切の直前で一度止まって、電車が来ていないか安全を確認しなければいけないことを理解している 	p.117 13
二人乗り等の禁止		<ul style="list-style-type: none"> ・自転車は二人乗りをしてはいけないことを理解している 	p.118 16
携帯電話使用等の禁止	★	<ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話の画面を注視しながら運転したり、携帯電話を手で持って通話しながら運転したりしてはいけないことを理解している 	p.118 15
ヘルメットの着用	★	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車に乗るときはヘルメットを着用する必要があることを理解している ・正しいヘルメットの着用の仕方を理解している ・なぜヘルメット着用が必要かを理解している 	p.120 20 p.24 8 p.32 14
ライトの点灯	★	<ul style="list-style-type: none"> ・日が暮れてから自転車に乗るときは、ライトを点灯しなければいけないことを理解している 	p.119 19
イヤホンをつけたり傘を差しながらの運転の禁止		<ul style="list-style-type: none"> ・イヤホンをつけて周りの音が聞こえない状態での運転や傘を差しながらの運転をしてはいけないことを理解している 	p.119 17 p.39 17
点検整備		<ul style="list-style-type: none"> ・自転車の各部の名称と最低限の点検項目（「ぶたはしゃべる」）を理解している 	p.120 21 p.25 9
事故時の対応		<ul style="list-style-type: none"> ・事故時にとるべき対応を理解している 	p.121 22 p.44 18

Column5

自転車で交通違反をしたときに受けることがある処分

自転車の交通違反で検挙された場合、青切符等の交通違反に対する処理手続とは別に、

- ・自転車で交通違反を繰り返したときには、自転車運転者講習
- ・自動車の運転免許を有している自転車運転者は、運転免許の停止処分

の対象となる場合があります。

①自転車運転者講習

14歳以上の者が、以下の16種別の交通違反で、3年以内に2回以上反復して検挙され又は交通事故を起こしたときは、青切符等の交通違反に対する処理手続とは別に、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」といいます。）により「自転車運転者講習」（講習時間は3時間、受講料が必要）の受講が命じられます。

なお、公安委員会から講習の受講を命じられたにもかかわらず、3か月以内に受講しないときは、5万円以下の罰金が科せられます。

講習では、

- ・小テストによる交通ルールの理解度のチェック
- ・犯しやすい違反行為の事例紹介
- ・視聴覚教材による危険性の疑似体験

といったことが行われます。

自転車運転者講習の対象となる交通違反

- | | |
|------------------------------|-------------|
| ① 通行区分違反 | ② 通行禁止違反 |
| ③ 歩行者用道路徐行違反 | ④ 歩道徐行等義務違反 |
| ⑤ 路側帯進行方法違反 | ⑥ 信号無視 |
| ⑦ 指定場所一時不停止等 | |
| ⑧ 優先道路通行車妨害等、交差点安全進行義務違反 | |
| ⑨ 交差点優先車妨害 | |
| ⑩ 環状交差点通行車妨害等、環状交差点安全進行義務違反 | |
| ⑪ 酒酔い運転、酒気帯び運転 | ⑫ 妨害運転 |
| ⑬ 携帯電話使用等（交通の危険）、携帯電話使用等（保持） | |
| ⑭ 遮断踏切立入り | ⑮ 自転車制動装置不良 |
| ⑯ 安全運転義務違反 | |

②運転免許の停止処分

運転免許を有している者が自転車で交通違反を犯した場合であっても、運転免許の点数が付されることはありません。

しかし、公安委員会が、自動車等を運転することが著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれがあると認めるときは、運転免許保有者に対して、6月を超えない範囲内で期間を定めて運転免許の停止処分が行われることがあります。

具体的には、運転免許を有している者が、自転車でひき逃げ事件や死亡事故等の重大な交通事故を起こした場合や、酒酔い運転・酒気帯び運転をはじめとする特に悪質・危険な違反を犯した場合に、運転免許の効力が停止されるときがあります。

（参考：警察庁「自転車ルールブック」）

18 事故時の対応について（参照：p.121「22 事故時の対応」）

「自動車と交差点で衝突した」「歩行者と歩道上でぶつかった」といった交通事故が発生した場合には、その場所で、①から③の対応を行う必要があります。

① 安全の確保

- ・更なる事故を防止するため、歩道に移動するなど、安全を確保しましょう。
- ・自転車を移動する場合に、周りに通行人がいるときは、助けを求めましょう。

② けが人の救護

- ・事故によりけが人がいる場合は、119番通報し、救急車を呼びます。
- ・けが人を安全な場所に移動する場合にも、周りに通行人がいるときは、助けを求め、119番通報等の協力を得ましょう。

③ 警察への連絡

- ・110番通報し、警察に連絡します。
- ・家族、学校等にも忘れずに連絡しましょう。

※「事故に遭った」「事故を起こした」いずれの場合も、その場所から立ち去らず、①から③の対応を取りましょう。

「行動・態度」の教育内容（★は重点的に教育すべき事項）

項目	重点	習得すべき目標
身の周りの危険箇所の把握	★	<ul style="list-style-type: none">・通学路や自宅周辺の<ul style="list-style-type: none">○交通事故が発生した場所○他の交通主体とぶつかりそうになった場所○見とおしの悪い交差点○転落の危険性のある用水路 といった身の周りの危険箇所を理解し、危険箇所では注意しながら運転することができる
歩行者や車両といった他の交通主体の動きの予測	★	<ul style="list-style-type: none">・歩行者や車両の合図や意図を汲み取ることができる・駐車車両の死角からの歩行者の飛び出しや、自動車にはミラー等の死角があり、巻き込み事故の危険性があることなど理解し、これらを予測して、状況に応じた安全な行動をとることができる・近くの歩行者や車両が突然進路を変えるかもしれない、前を走る車両が急に止まるかもしれないといった、他の交通主体が意図しない動きをする可能性を常に予測し、注意を払って運転することができる

項目	重点	習得すべき目標
身体機能の成熟により事故を起こした場合の相手方の被害が重大となる可能性があることの理解	★	<ul style="list-style-type: none"> ・歩行者と衝突した場合、相手方に大けがを負わせるなど、加害者になる場合があることを自覚し、他者との衝突を回避するための安全確認を徹底している
「ながらスマホ」等の危険な行為の危険性の理解	★	<ul style="list-style-type: none"> ・画像を注視しながらの運転や携帯電話を持って通話しながらの運転は、文字や動画・会話に集中してしまい、注意力が散漫になって歩行者や車両を見落とししたり、片手運転になったりして、他者と衝突する危険性があることを理解し、運転に集中している
歩行者や車両といった他の交通主体への配慮の重要性の理解と実践	★	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道では速度を落とし、人とぶつからない間隔を空けて、周りをよく見ながら通ることができる ・特に高齢者や身体の不自由な人といった配慮が必要な人に対しては、安全のために十分な余裕を持って進路を譲ることができる ・他の交通主体からの見え方を意識した上で、急ブレーキをかけさせるなどの他者に迷惑をかける危険な運転をしない
他の模範となる安全な運転を行うことの理解と実践		<ul style="list-style-type: none"> ・小学生や下級生にお手本を示す立場にあることを自覚し、ルールを守って安全な運転をすることができる
刑事・民事上の責任の理解		<ul style="list-style-type: none"> ・交通事故を起こしたときに刑事・民事上の責任が問われ得ることを理解し、責任意識を持って安全な運転をすることができる